

第10回熊本県地域医療対策協議会	資料1 - 2
令和5年11月8日	

第8次熊本県保健医療計画（へき地の医療） 案について

熊本県健康福祉部

第5項 へき地の医療

1. 現状と課題

7次評価
の課題

本県の無医地区は令和元年度から令和4年度までに6地区増加して26地区、準無医地区は1地区増加して3地区あります。また、無歯科医地区は令和元年度から5地区増加して26地区、準無歯科医地区は1地区増加し4地区あります(表1参照)。無医地区等及び無歯科医地区等においては、巡回診療や遠隔医療等、住民が必要な医療サービスを受けることができる体制の整備が求められています。

【表1】県内の無医地区・無歯科医地区

医療圏	市町村	地区	無医地区・準無医地区		無歯科医地区・準無歯科医地区	
			令和元年度	令和4年度	令和元年度	令和4年度
阿蘇	高森町	都留・野尻	○	○	○	○
		草部北部	○	○	○	○
		芹口・下切・菅山	○	○	○	○
		河原・尾下	○	○	○	○
上益城	山都町	花上	○	○	○	○
		橘	○	○	○	○
		下山	○	○	○	○
		菅	○	○	○	○
		下矢部西部	○	○	○	○
		内大臣目丸	○	○	○	○
		御所	○	○	○	○
		木原谷	○	○	○	○
八代	八代市	鮎尾	△	○	△	○
		深水	△	○	△	○
		中谷	△	○	△	○
		中津道	△	○	△	○
		田上	△	○	△	○
		百済来	△	○	△	○
		縦木	○	○	○	○
芦北	芦北町	永谷・黒岩	○	○	○	○
		西告・天月	○	○	○	○
		塩浸・市野瀬・大野	○	○	○	○
		丸山・百木	○	○	○	○
		古石・高岡	○	○	○	○
		上原	○	○	○	○
球磨	多良木町	榎木	△	○	△	○
	上天草市	湯島	△	○	△	○
天草	天草市	外平	○	○	○	○
		椴の木	○	○	○	○
		向辺田	○	○	○	○
合計	無医地区数/無歯科医地区数		20	26	21	26
	準無医地区数/準無歯科医地区数		2	3	3	4

(注) ○...無医地区・無歯科医地区 △...準無医地区・準無歯科医地区

(厚生労働省「無医地区等調査」・「無歯科医地区等調査」を基に熊本県医療政策課作成)

無医地区とは、原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区のことです。

準無医地区とは、無医地区ではないが、これに準じて医療の確保が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区のことです。

7次評価
の課題

近年、へき地 の自治体病院においては、医師の高齢化や慢性的な医師不足など、安定的かつ継続的なへき地の医療（以下「へき地医療」という。）の提供に大きな支障を及ぼす事態が危惧されています。また、新興感染症の発生などにより医療ニーズが増大した場合も医療提供体制を維持できるよう、県全体でへき地医療を支える仕組みが求められています。

その他

熊本県へき地医療支援機構 では、専任担当官（医師）を配置し、社会医療法人 等からへき地診療所 への医師派遣調整など、へき地医療支援事業の企画・調整を行っています。へき地医療が住民のニーズに応じた体制となるよう、効果的に医師派遣調整を行うことが求められています。

その他

本県には、へき地医療拠点病院 が5か所あり、へき地診療所への医師派遣や代診医派遣 等の支援を継続的に行っています。

7次評価
の課題

また、へき地診療所が15か所、へき地歯科診療所が1か所あります。へき地診療所においては医師、歯科医師、看護師等の人員体制が小規模であり、赤字経営であるなど、運営が不安定な状況です。

その他

平成30年度から開始された新たな専門医制度 では、総合診療専門医が19の基本領域の専門医の一つとして位置付けられました。へき地では患者の年齢・性別や疾病・傷病等にとらわれず、適切な初期対応と継続的な診療ができる総合診療専門医の需要が高まっています。

その他

へき地では、熊本市内などの高次医療機関までの搬送に時間を要するため、ドクターヘリと県防災消防ヘリ「ひばり」の2機を活用した「熊本型」ヘリ救急搬送体制の構築等により、迅速な救急搬送を行っています。

2. 目指す姿

行政機関、医療機関、社会医療法人等の関係機関の役割分担と相互の連携により、へき

へき地とは、交通条件及び自然的、経済的、社会的条件に恵まれない山間地、離島その他の地域のうち医療の確保が困難であって、「無医地区」、「準無医地区」及び「へき地診療所」の要件に該当する地域のことです。

へき地医療支援機構とは、へき地保健医療政策の中心的機関として、へき地診療所等への医師派遣調整等へき地医療支援事業の企画・調整等を行うため都道府県に設置されるものです。

社会医療法人とは、地域住民にとって不可欠な救急医療等確保事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）を担う公益性の高い医療法人として都道府県知事が認定した法人のことです。

へき地診療所とは、おおむね半径4kmの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、当該診療所から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要する診療所のことです。

へき地医療拠点病院とは、無医地区等において、へき地医療支援機構の指導・調整の下に、巡回診療、へき地診療所等への医師派遣や代診医派遣等の実績を有する（又は当該年度に実施可能）と認められ、都道府県が指定する病院のことです。令和5年4月現在、県内では山都町包括医療センターそよう病院（平成15年4月1日指定）球磨郡公立多良木病院（平成15年4月1日指定）、上天草市立上天草総合病院（平成15年4月1日指定）、阿蘇医療センター（平成30年3月30日指定）、小国公立病院（令和5年4月1日指定）が指定されています。

代診医派遣とは、医療機関に勤務する医師が急病や忌引き、研修その他やむを得ない事情により休診する際に、その医師に代わって診療する医師を派遣することです。

新たな専門医制度とは、これまで各学会が独自に専門医を育成し、その能力を検証し、認証する仕組みを運用してきたため、第三者機関として設立された一般社団法人日本専門医機構が、専門医の認定と専門研修プログラムの認定を統一的に行う新たな制度のことです。

地を支える医療従事者を確保するとともに、へき地の診療を支援する体制を強化し、へき地に暮らす住民が継続して医療サービスを受けられる体制を構築します。

3. 施策の方向性

(1) へき地医療機関等による医療提供体制の維持・向上

【無医地区・無歯科医地区における住民の医療の確保】

継続 無医地区・無歯科医地区における住民の医療を確保するため、市町村による巡回診療や患者送迎など地区住民の意向を踏まえた医療の提供を支援します。

【へき地医療拠点病院の機能強化・運営支援】

継続 へき地医療拠点病院の機能を強化するため、熊本大学に設置する寄附講座から医師派遣の支援を受けたへき地医療拠点病院がへき地診療所等に必要な医師の派遣を行うなど、へき地医療拠点病院を中核として県全体でへき地医療を支援する体制を推進します。

継続 へき地医療拠点病院が主たる3事業(巡回診療、医師派遣、代診医派遣)を円滑に行えるよう、その運営を支援します。

継続 新たなへき地医療拠点病院の指定については、地域のバランスや、へき地医療拠点病院以外の医療機関からへき地診療所への医師派遣の実績などを踏まえて適切に行います。

【へき地診療所の運営支援】

継続 へき地診療所が限られた医療人材を活用し、住民に対し安定的に医療を提供することができるよう、遠隔医療等ICTを活用した診療を支援します。

継続 へき地診療所の医療提供体制を維持するため、設置主体の市町村が行うへき地医療拠点病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、住民等と連携したへき地診療所の課題の共有や今後のあり方についての協議を踏まえ、へき地診療所の計画的かつ効率的な運営を支援します。

【へき地の救急搬送体制の強化】

継続 増加する様々な救急搬送ニーズへ迅速に対応するため、関係機関や隣県等との連携により、多様な搬送手段の確保など救急搬送体制を強化します。

(2) へき地医療を支える医療従事者の確保・支援

【へき地医療支援機構の機能強化及び地域医療支援センターとの緊密な連携】

継続 へき地医療に従事する医師を確保し、へき地診療所の医療機能を向上するため、へき地医療支援機構によるへき地医療拠点病院や社会医療法人等からへき地診療所への医師の派遣調整を行います。

継続 医師派遣調整業務をより効果的に行うため、へき地医療支援機構は、医師の地域偏在の解消に取り組む地域医療支援センター(熊本県地域医療支援機構)との緊密な連携を進め、総合的な企画・調整機能を強化します。

継続 地域で勤務する医師を確保するため、本県出身の医師など県内外に居住する医師を対象に、「熊本県ドクターバンク」を活用した地域の医療機関の情報発信に取り組みます。

熊本県ドクターバンクとは、熊本県が運営する「医師の無料職業仲介所」のことです。県内の公立の医療機関と県内での就業を希望する医師とをマッチングさせるため、就業のあっ旋・紹介を行います。

【へき地医療を支える医師の確保及び総合診療専門医の養成・支援】

- 継続
 ・へき地医療を支える医師を確保するため、自治医科大学との連携や熊本大学等の医学部生への医師修学資金 貸与制度を通じて、地域の実情や医師のキャリア形成を踏まえた自治医科大学卒業医師の派遣や修学資金貸与医師の配置を行います。
- 継続
 ・へき地での活躍が期待される総合診療専門医を養成・確保するため、熊本大学に開設する地域医療・総合診療実践学寄附講座 等において、地域医療に関する卒前からの継続的な教育、総合診療専門研修プログラムの作成、地域の医療機関への医師派遣による支援等を進めます。
- 新規
 ・へき地等で勤務する医師が子育てや傷病等により長期休暇を取得する必要がある場合に、安心して休暇を取得できるようにするため、近隣で勤務する医師による代診等、相互にサポートし合う体制づくりを支援します。

4 . 評価指標

	指標名	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
新規・P	遠隔医療等ICTを活用した診療を実施しているへき地診療所の割合	62.5% (令和4年度)	80% (令和11年度)	全国の診療所における電子カルテの普及状況の推計伸び率から、計画終期に全国と同水準の普及率を達成することを目指し設定。
新規・P	熊本県ドクターバンクによる県内への医師の就職件数(累計)	16件 (令和4年度)	23件 (令和11年度)	各年度1件のマッチングを想定し設定。
新規・P	へき地等で勤務する医師の休暇等に対応する支援制度の要請に対する対応率	- (令和5年度)	100% (令和11年度)	地域勤務医師等支援枠制度の活用希望があった場合、全てに対応できることを目標に設定。

7次計画までで廃止した評価指標

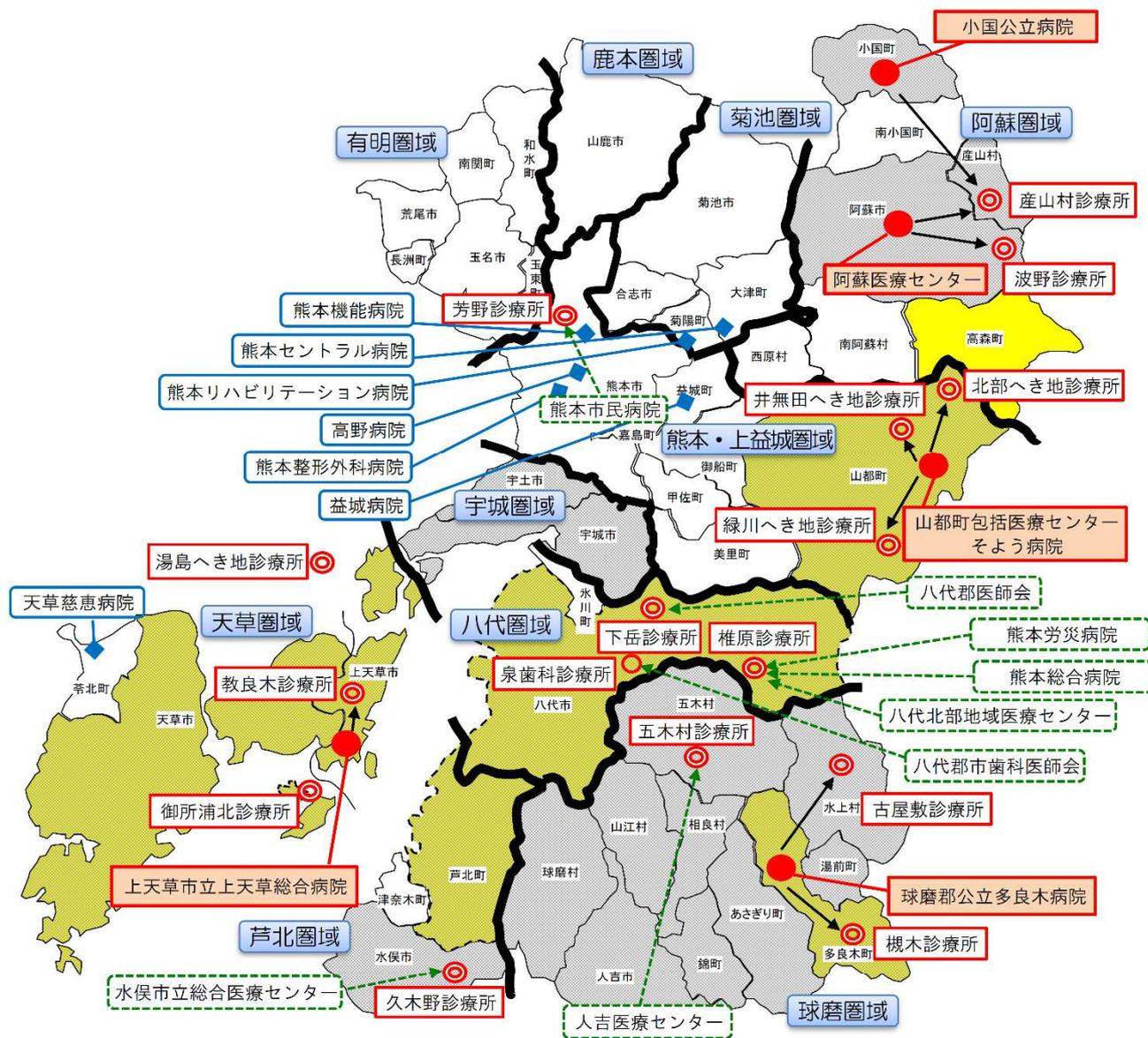
- ・ドクタープール制度における派遣元医療機関登録数(5病院): 制度化に至らなかったため。
- ・へき地医療拠点病院の数(5病院): 令和4年度末時点で目標値達成済みのため。
- ・遠隔テレビ会議システムを導入した医療機関数(15医療機関): 令和3年度末で目標達成済みのため。

医師修学資金とは、県内の地域医療を担う医師を確保するため、将来、医師が不足している地域の病院等に医師として勤務しようとする医学部生に対して貸与する修学資金のことです。大学卒業後の一定期間、知事が指定する病院等で勤務した場合は、修学資金の返還が全額免除されます。

地域医療・総合診療実践学寄附講座とは、県からの寄附(負担割合: 県3/4、市町村1/4)により熊本大学に開設され、地域医療に関する卒前からの継続的な教育、総合診療(専門)医の育成や地域の医療機関における診療支援に関連する研究を行う講座のことです。

5. へき地医療提供体制

熊本県のへき地医療提供体制



- 医師少数区域及び医師少数スポット
- 無医地区または準無医地区
- 医師少数区域または医師少数スポットかつ無医地区または準無医地区
- へき地診療所
- へき地歯科診療所
- へき地医療拠点病院
- 社会医療法人（へき地医療）
- へき地医療拠点病院の代診医等派遣先
- へき地医療拠点病院以外の代診医等派遣先
- 患者輸送車運行地域

(令和5年7月現在)

【参考1】県内のへき地診療所及びへき地歯科診療所

1. へき地診療所

No	施設名	所在地	診療日1日平均 外来患者数 (人) (令和3年度)
1	熊本市立熊本市市民病院附属芳野診療所	熊本市西区河内町野出1410番地	9.5
2	産山村診療所	阿蘇郡産山村大字山鹿489番地5	29.0
3	阿蘇医療センター波野診療所	阿蘇市波野大字波野2703番地	20.9
4	北部へき地診療所	上益城郡山都町東竹原285番地1	6.0
5	緑川へき地診療所	上益城郡山都町緑川2015番地	5.0
6	井無田へき地診療所	上益城郡山都町井無田1294番地3	6.2
7	八代市立下岳診療所	八代市泉町下岳1562番地1	18.6
8	八代市立椎原診療所	八代市泉町椎原3番地16	7.3
9	国保水俣市立総合医療センター附属久木野診療所	水俣市久木野833番地	6.0
10	槻木診療所	球磨郡多良木町大字槻木字本園702番地13	6.1
11	古屋敷診療所	球磨郡水上村大字江代1658番地1	2.4
12	五木村診療所	球磨郡五木村甲2672番地11	31.0
13	上天草市立湯島へき地診療所	上天草市大矢野町湯島655番地	15.0
14	教良木診療所	上天草市松島町教良木2948番地1	8.2
15	国民健康保険天草市立御所浦北診療所	天草市御所浦町横浦750番地13	15.2

2. へき地歯科診療所

No	施設名	所在地	診療日1日平均 外来患者数 (人) (令和3年度)
1	八代市立泉歯科診療所	八代市泉町柿迫3188番地2	0.8

【参考2】県内のへき地医療拠点病院

No	施設名	所在地	病床数 (令和4年7月1日時点)	1日平均 入院患者数 (人) (令和3年度)	1日平均 外来患者数 (人) (令和3年度)	指定年月日
1	山都町包括医療センターそよう病院	上益城郡山都町滝上476番地2	57	29.3	130.0	平成15年4月1日
2	球磨郡公立多良木病院	球磨郡多良木町大字多良木4210	183	131.0	393.3	平成15年4月1日
3	上天草市立上天草総合病院	天草市龍ヶ岳町高戸1419番地19	195	148.8	468.5	平成15年4月1日
4	阿蘇医療センター	阿蘇市黒川1266	120	59.6	222.8	平成30年3月30日
5	小国公立病院	阿蘇郡小国町宮原1743	73	34.7	172.2	令和5年4月1日

熊本県医療政策課調査